

第10期中野区健康福祉審議会 全体会(第2回)

開催日 令和5年9月26日(火)午後7:00~8:30

開催場所 中野区役所 第11・12会議室(9階)

出席者

1. スポーツ・健康づくり部会委員

出席者 武藤 芳照、野口 律奈、阿部 美佳、上岡 広治、川村 洋介、櫻井 英一、
竹之内 勝、濱本 敏典、藤原 幸孝

2. 介護・高齢部会委員

出席者 石山 麗子、菊池 和美、築田 晴、戸邊 眞、西村 正美、
欠席者 海老澤 勇造、高橋 和雄、丸本 昌平、宮原 和道

3. 障害部会委員

出席者 小澤 温、伊藤 かおり、上西 陽子、北垣 倫子、田村 三太、中村 敏彦、
波多江 貴代美
欠席者 松田 和也

4. 地域福祉・成年後見部会委員

出席者 和気 純子、稲葉 剛、荒岡 めぐみ、黒木 伸子、白岩 裕子、奈良 浩二、
松山 聡、丸山 貴士、宮澤 百合子、保田 響
欠席者 小野 武

5. 事務局

健康福祉部 福祉推進課長 中谷 博

【議事】

○中谷福祉推進課長

定刻になりましたので、若干遅れている方もいらっしゃるのですが、始めさせていただきます。

それでは武藤会長、よろしくお願いいたします。

○武藤会長

改めまして、こんばんは。全体会ということで、これだけの方にお集まりをいただきありがとうございました。

第2回ということで、4つの部会の各委員の皆さんが、ほとんどの方にお集まりをいただきまして、この時間帯は大変集まりにくい時間帯かと思いますが、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

今日は和やかに、かつ実りのある会議にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は4つの部会からの報告、質疑そして確認事項という議論になっておりますが、流れとしましては、前半2つの部会から、その後ディスカッション。後半残る2つの部会からの報告、そしてディスカッション。プラス総括で自由にとというような議論の進め方にさせていただきます。

できれば各部会について、率直に確認したいこととか質問とかを述べていただきまして、全体の

ディスカッションの状況を各担当部署の区の行政官のほうで調整していただいて、最後の取りまとめのところに反映をしていただくと。そのあたりは各部長と副部長の方々にお任せをいただきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

事務的な諸事連絡について、最初に中谷課長からお願いします。

○中谷福祉推進課長

では事務局のほうから、まず本日の出席の状況についてご報告させていただきたいと思えます。

事前にご欠席のご連絡いただいている方が4名いらっしゃいまして、小野委員、丸本委員、高橋委員、海老澤委員の4名の方からご欠席とご連絡いただいております。また、宮原委員、一度お越しになったのですが急用ができたということで急遽戻られましたので、今のところ5名の方がご欠席です。松田委員からはご連絡いただいていないので、恐らく遅れていらっしゃるのではないかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、この審議会の定足数ですが、委員の半数以上となっておりますので、全体会の開催に当たりましては19名以上の出席が必要となりますが、本日は会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしている資料の1-1から資料4-2まで、右上に番号を振ったものとなっておりますのでご確認ください。また最後に、右上に参考資料と記載させていただいた資料のほうも併せてお送りしているところがございます。また、資料の一部に誤りがございまして大変申し訳ございませんでした。障害部会の部会報告書の委員名簿に若干誤りがございましたので、机上のほうに本日差し替え用の資料をお配りしてございますのでよろしくお願いいたします。

資料に不足等ございましたらお手を挙げていただければ、事務局の職員が向かいますのでよろしくお願いいたします。

特に大丈夫そうでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、事務局からの報告は以上になります。

○武藤会長

各資料過不足はよろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。冒頭申し上げましたように、4つの部会からの報告がありますが、まず前半2つの部会、当初の予定と資料番号と若干変わりますが、1番目にスポーツ・健康づくり部会。2番目に介護・高齢部会のご報告をいただきます。そこで1回区切りにしてディスカッションという予定にしておりますので、1番目がスポーツ・健康づくり部会、2番目が介護・高齢部会の報告でまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の右上に番号が振ってありますが、資料1-1と資料の1-2が冒頭のスポーツ・健康づくり部会の報告であります。これにつきましては、部会長兼武藤のほうからご報告をさせていただきます。

資料番号で言いますと、資料1-2の概要からご説明をいたします。この後、資料の1-1の本体というふうに移りたいと思えます。

まず資料の1-2をご覧ください。

第1章のところでタイトルがついておりますが、「スポーツ・健康づくり推進計画に盛り込むべき考え方について」。これは区長からの付託事項でございます。付託事項がタイトルになっています。全体としては3本立ての章立てになっておりまして、1つ目が「ライフステージに応じた健康づくり施策について」、2つ目が「食育の推進について」、3つ目が「スポーツ・健康づくりの推進について」という3本立てになっています。

1つ目「ライフステージ」。これは子どもの頃から定期的なしっかりした運動習慣をつけて、結果、

いろいろな病気の予防とか健康寿命の延伸につながるよという考えに基づいた内容になっています。また、年代別とか性別という、それぞれの方策が当然、条件によって変わるので、それぞれに応じた健康づくり施策が必要だということをうたっております。

例えば2つ目のポツ、健診・検診。健診は健康診断、健康診査の略であります。検診は1つの病気を発見するという検査の検ですが、それを促進しましょうと。あるいは健康状態を把握することを習慣化しましょうと。

それから行動変容が自然に促されるような工夫の方策があったほうがいいだろうと。

それから世界的な傾向で最近言われているのが、座位。座ったままの姿勢の時間が長いと健康を害するよという、長時間の座位姿勢を回避するための普及啓発。そうしたことをうたっています。

2つ目「食育」については、特に区民1人1人が食に関心を持ちましょうということが重要で、区民全体が興味を持てるような食育を推進していく必要がある。

それから、特にこうした点では栄養士あるいは管理栄養士の方々が極めて重要な位置づけになるわけですが、その人材確保に向けてしっかり検討しましょうと。

それから後ほど詳しく述べますが、適切なカリウム摂取に関わる意識啓発ということが、最近栄養学のほうでは強調されておりますので、それをうたい込んでいます。

それから本日もテーブルに水が置いてありますが、こまめに水を飲んで健康を保持して、病気の予防に努めましょうということでもあります。

3つ目「スポーツ・健康づくりの推進について」であります。これは年齢や性別、障害の有無にかかわらず、スポーツ・健康づくり活動に参加できるように支援しよう。「障害の有無にかかわらず」ということで障害部会のほうも関係するのですが、それらを包括した形で、こちらのスポーツ・健康づくり部会のほうで答申(案)には入れていきたいと思っております。

黒ポツが5つありますが、3つ目のところで「集積された運動習慣の向上」、つまり日々少しずつやることで集積することが重要だろうと。それから座位時間のこと。それから、子どもがやれと言っても興味関心がなかったら取り組まないの、そうした工夫も必要だろうというのが資料1-2の概要でございます。

資料1-1の本体に移ります。

2ページをご覧ください。資料1-1の2ページ。

ここに先ほどの第1章のタイトルがございます。1のライフステージのところではありますが、重要なところだけ強調いたします。

1の(3)「行動変容を自然に促す方策」。これは最近、各行政では「ナッジ理論」という言い方で引用されて方策を行政に取り組んでいるところがあるのですが、環境的なアプローチから個人の行動変容につなげよう、つまり自然に行動が変わって、健康づくりに向かえるようにしましょうという論理であります。それから企業の中では健康経営という言葉で従業員への健康投資とか健康増進に、その実績が上がるようにすることで、皆の健康増進につなげようという話でございます。

2の食育のところではありますが、(1)の「栄養士(管理栄養士を含む)の人材確保について」で、これは極めて重要な課題と思えますが、最後の2行目のところでもあります。「区は、栄養士の採用数を見直すとともに、外部からの人材確保に当たっては、区内の大学との連携や地域人材の活用も視野に入れてもらいたい」。幸い中野区には大学がたくさんありますので、これはほかの部会の報告にも人材育成は出てくるのですが、区内の大学あるいは区内の高校と連携・協力し合うことが、長い目を見た、政策の立案だけではなくて実現に結びつくというふうに考えています。

(2)「適切なカリウム摂取」。先ほど申し上げた点ですが、下からの3行に集約しておりますが、ご存じのとおりカリウムは細胞の浸透圧を維持する大事な要素なのですが、体内の余分なナトリウム(塩分)を排出するという作用があるということが、最近よく強調されています。つまり、そのことによって血圧を下げる効果も期待できるので、野菜とか果物からカリウムをたくさん取りましょ

ということを、もう少し啓発してはどうかということでもあります。

(3)「水分補給」であります、下から2行目。生活の中で水をこまめに飲むことの大切さ、脱水症状の恐ろしさ、こうしたことを含めて、食育の中に水のことも入れつつ啓発が必要ではないかということでもあります。

3つ目「スポーツ・健康づくりの推進」であります、4ページに移ります。

(1)、下から2行目のところにあるように、スポーツがコミュニティの形成にむけるということもあるので、かつて歴史的にはラジオ体操はコミュニティ形成に役立った時代もありますが、そのことももう少し再検討してもよいのではないかと。

それから(3)「集積された運動習慣」。例えば、この区役所の中も何段以上はいいけれど、そうでなければちゃんと階段歩けみたいなことが書いてありまして、日体大の階段は何段上がると何カロリーと順番が書いてありまして、よく頑張っってねとチラシが飾ってあったりするのですが、それはいいとして、集積された階段の上り下り、あるいは通勤のときという、そうした習慣が必要ではないかという。

それから(5)の2行目、「子どもの運動習慣の定着や体力向上を図るためには、子ども自身が身体を動かすことの楽しさや喜びを継続して感じる」、つまり苦しいとかつらいとか痛いという指導ではなくて、誘導ではなくて、楽しいとか面白いとか喜びとか、そうしたことを運動習慣の中で子どもたちが知るような、遊びをよく考えてやるとか、表現をうまく工夫するとか、そういう多様な運動、身体活動が必要ではないかという論理であります。

以上、スポーツ・健康づくり部会についての概要と、報告書の全体像でございます。

では続きまして、介護・高齢者部会の石山部会長からお願いいたします。

○石山部会長

かしこまりました。

では、続きまして資料3-1と3-2を使用いたしまして、ご説明を申し上げたいと思います。

介護・高齢部会なのですけれども、資料3-1の裏面にございますとおり、全5回開催をして、この報告書の作成に至っております。

介護・高齢部会の付託事項ですけれども、資料3-2をご覧ください。

資料3-2の第1章と書かれているところ、こちらが介護・高齢部会の付託事項となっております。「中野区高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画に盛り込むべき基本的な考え方」というものについて議論をしまりました。そして次の4つの章立てをさせていただいております。

4つの章というのは、1「介護予防・生活支援の推進について」、2「認知症施策の推進について」、3「中野区の介護サービス基盤の整備について」、2面に参りまして4「中野区の介護事業所における介護人材不足に対する方策について」というところでございます。特に、3と4につきましては、両輪の課題というふうになってまいりますので、両方合わせて議論をしてきたという経過でございました。

そして、サービス基盤の整備と、特に今回の議論を通じてディスカッションされた人材の確保というものが、やはり人口減少社会の中であって、介護人材不足というのは従前からあったのですけれども、全産業において人材不足というものが起きている中、一層介護人材不足というものが深刻化していると。そういった中で、こうしたサービスがなければ住み慣れた地域で希望する生活を送ることが困難であるため、ここをどのように確保していくかということ踏まえつつ議論をし、そして区民に対してどのようなことが行えるかということで、介護予防・生活支援、そして認知症施策の推進というところの議論をしてきたというものでございます。

それでは1について、かいつまんで、まずは資料3-2を使ってご説明申し上げます。

「介護予防・生活支援の推進」につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業というものが平成29年から始まっておりますけれども、様々な改正が行われてきました。その中で、住民主体サービスなど多様なサービスを提供してきているのですけれども、新型コロナウイルス感染症の

影響によって「閉じこもり」の増加が起きていて、まさにこの影響が出てくるのはこれからであるという認識を持ちまして、この5つの観点ののところを出してきております。

「短期集中予防サービス事業の位置づけや効果的な運用など事業全体の見直しを検討」。地域での自主的な活動と担い手をマッチングしていくということですね。特に男性の方ということにフォーカスして居場所をしっかりとつくっていく。これから地域デビューしていくような年齢の方も含めて、そのあたりを検討していくということ。これらの実施を検討してまいりました。そして介護予防事業、地域の居場所などの情報発信ということで、知っていただくということはどうするかということ。効果的な介護予防ケアマネジメントを行うための支援の実施。住民主体サービスの会場までの行き帰りが困難な方への対応の検討。この移動の支援というところについては、認知症施策などにおいても共通して行われた議論でもございました。いかに住み慣れた地域で、介護が必要になっても、認知症になっても移動して活動していただけるかということについては共通の議論でもございました。

続きまして2「認知症施策の推進」につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で継続して自分らしく暮らしていくということについて、その方策を考えていったわけなのですが、認知症というものは特別なものというよりも、加齢に伴って誰もがなり得るものである。特に85歳以上の女性については、かなりの比率で認知症を発症しているというところがあります。ですので、もちろん認知症を予防していくという観点も必要なのですけれども、認知症になっても安心して暮らし続けることのできる中野区をどうつくるかというような観点で話し合いをしてまいりました。その中で、認知症サポーター、そしてリーダーの活用、見守る体制、普及啓発、もの忘れ検診の継続的な実施。これを検討するという。そして先ほど申し上げました移動支援。活動したいという思いをしっかりとかなえていくような移動支援というところでもございます。

そして3につきましては、「サービス基盤の整備」ということになりますが、施設サービスにつきまして、これまで宿題といえますか、前計画のときからの宿題があったのですけれども、施設整備をするということは、在宅サービスを充実していくという観点を持って両輪で総合的に検討を進めるべきであるというような議論がなされまして、施設整備の議論の中で、あえて在宅サービスを含めた基盤の整備という意見が出されてきております。

それを実現するためには4というものがかかってきます。先ほど申しましたとおり、全産業的なこの問題の中で、2点、人材確保に関する方策、そしてそこを補うための新たな取組の検討に係る視点ということで、恐らく人材というのはそうそう、今後もっと厳しくなっていく中で、もしかすると存在しないかもしれないところに期待をかけるよりも、現実的にしっかりとどういった方々が参画していただけるかという観点で検討していく必要があるというような議論がなされています。

では資料3-1で、ポイントとなるところについて確認をしてまいりたいと思います。

それでは、2ページをお開きください。

1の「介護予防・生活支援の推進について」というところでもございますけれども、COVID-19の影響が長期化したことによる「閉じこもり」についてどうしていくかということですが、(1)「短期集中予防サービス事業の効果的な活用について」は、通いの場への参加や自律的に生活を管理するセルフマネジメントというものが基本にあるということを踏まえつつ、しっかりとした運用方法などを全体的に見直していく必要があるということが議論されました。

(2)ですけれども、「地域の居場所や活動の充実」ということですが、実際に活動をする場があったりとかしても、マッチングがうまくいっていないと運用していけませんので、このマッチング機能の強化にしっかりと取り組んでいくということ。特にこの(2)の下のほうですけれども、誘い出しの工夫を男性目線できっかけづくりをしていくというようなこととか、自主グループの男性リーダーが活躍している姿を広くPRする、退職前の段階から意識付けをしていくといったことが、重要性があるというふうに言われました。

それから(3)「情報発信」のところでもございますけれども、実際の相談窓口などで情報がそれを必要としている人に対して届いていないのではないかとということで、これは委員の中から、医療機

関とか接骨院、調剤薬局などでも待合室に置けますよというようなご提案をいただいております。このような形で、役所の機関とか出先のところだけではなくて幅広く周知をしていくことが考えられるということが話されました。

(4)「効果的な介護予防ケアマネジメントの実施」というところでございますけれども、やはりベースとしては、できる限り元気に自分らしく暮らしていくということ。そのためにはいわゆるフォーマルサポートだけではなくて、地域にあるインフォーマルサポート、サービス、自主活動など、こうしたところをしっかりと活用していく。それによって効果的な介護予防ケアマネジメントを行う支援の必要性が再認識されました。

それから(5)の「総合事業」なのですけれども、「弾力化による新たな課題への対応」というところでございます。やはり要介護になっても、と言いますか要介護になったら、家の中で暮らすとか、いわゆるフォーマルサポートだけしか使えないというのではなくて、やはり地域にある様々なところに行くことができる、安心して参加できる、そういった環境というものを今後中野区に整えていく必要がある。こうしたことについて議論されました。

関連しまして2「認知症施策」ですけれども、認知症施策大綱というものが日本では令和元年の6月に発表されました。これは省庁横断で出されたものでありまして、日本だけではなくて他国でやはり国を挙げて認知症施策について対応しておこうということを出されているものになります。その日本版ですけれども、認知症施策についてはこの大綱をもとに展開をされているというところがあります。

その重要な柱として、「共生」と「予防」というものがありますけれども、共生というのはここに書かれているとおり。そして予防というのは、認知症にならないということではなくて、認知症というのは長生きをしていたら誰もがなるものなので、なるのを遅らせるとか、なっても進行を遅らせるという観点です。こうしたことを踏まえつつしっかりと普及啓発をしながらやっていくという基本の考え方にに基づきつつ、(1)ですけれども、「認知症サポーター・認知症サポートリーダーの活用」をしていくということ。こうしたところを、やはり地域包括支援センターや様々な地域の機関と連携をしながらやっていくということ。

それから認知症の方、生活の中での課題が出てくるということですので、(2)「人を見守る体制」というものをつくっていく。早期発見が非常に重要です。よく生活が行き詰まった状態で、課題が重層化した状態で相談がなされるというところがありますけれども、やはりこの見守りをしっかりとしていく。特にライフラインなどを見守っていく体制を強化していくということ。

そのためには(3)「認知症の普及啓発」というものが欠かせませんので、例えば小中学生などに理解ができるようなサポーター養成講座を行って行って、未来の中野区を担う人材の育成も努めていくというような議論がなされました。

(4)「もの忘れ検診」につきましては、医療や支援につながりにくいという実態もありますけれども、検診を継続するという必要性が高いということ。

そして(5)「移動支援」については先ほど申し上げたとおりです。

3と4につきましては、併せて申し上げます。

3「中野区の介護サービス基盤の整備について」というところなのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、特別養護老人ホーム、グループホーム等の施設の整備を検討するということが、前回の事業計画のところからの宿題事項ではあったのですけれども、なかなかこれは土地の問題もありますし、今回は人材確保というものを併せて議論しなければ実現可能性がないということ。

しかし(2)のところなのですけれども、この基盤整備については下から3行目、「本人が望む暮らしの継続を実現するためには、本人の意思や地域に不足しているサービスを把握し、施設整備と在宅サービスの充実を一体的に検討していく必要がある」ということで、いわゆる給付実績から必要量を推計するのではなくて、区民が望んでいる量というのはどれぐらいなのかということ把握する必要性というものが指摘をされたところです。

そうしたものを踏まえつつ、4ですけれども、「中野区の介護事業所における介護人材不足」を

どのように中野区として解消していくかということなのですから、人材の数というのは前年度と変わっていないのですけれども、必要数が高まっているので、やはり不足していくという状況は今後2040年まで続いていくということですので、こうしたことについて、若い世代であるとか、あるいは年齢とか国籍を問わずしっかりと全体で働いていきたいという方々を集めていくためには、その対象に応じた細やかな情報発信、募集というものが必要である。そういったことが議論されました。

以上でございます。

○武藤会長

ありがとうございました。

まず、2つの部会についての概要と本体についての説明、報告がありました。どちらの部会でも結構ですが、思いつくものから言ってってください。何か確認したいこと、質問、部会でこういうのがやりたいみたいなことも含めて、全体的にどういうふうこれを考えるか。挙手して、発言の際には部会とお名前をぜひお伝えいただければありがたいです。

いかがでしょうか。どうぞお願いします。

○松山委員

地域福祉・成年後見部会に参加しております松山と申します。ご報告をすごく興味深く聞かせていただきました。

スポーツ・健康づくりの方で、一点、確認というか、こういう視点はいかがでしょうかみたいな話です。場所は、『2 食育の推進について』のところですよ。

栄養士、カリウム摂取など、いろいろと区として取り組んでいただいても、最終的に中野区にある飲食店等々で、ある意味「賑やかなりし中野区」ですので、好き勝手においしく、楽しく、飲食するという区民のライフスタイルみたいな部分との兼ね合いはどうかと。

何が言いたいのかというと、そういう飲食店なども巻き込んで、まさに食育等の方向性を、中野区と飲食店が一体となって一緒にやっとうまいことではないのかなと思いましたが、質問というか、確認いたしたく、発言させていただきました。

○武藤会長

料飲店を巻き込んでというような表現、文字ではなかったと思いますが、幸い野口副会長が目の前におられますので、語りたいたいとおっしゃっていますから、どうぞお願いします。

○野口委員

スポーツ・健康づくりの野口です。

今おっしゃった意見は非常に重要かと思えます。いくらやっても、確かに飲食店がたくさんありますものね。ですから、飲食店とタイアップするというのはすごく有効だと思えますので、飲食店とタイアップできるような、例えばこのカリウムの摂取というのは今すごく栄養の世界の中では注目されているのですけれども、例えば減塩しようと言っても、ラーメンを減塩したりしたら、もはやラーメンと呼べるのかというような、減塩ラーメンなどはならないと。そうすると減塩する人はラーメンを食べられないのかというようなこともありますし、やはり減塩だけでは限界があるので、例えばですけど、ラーメン屋さんでラーメンを出したときにはトマトジュースを出すとか、トマトジュースとセットメニューにするとか、そういったようなことなら考えられると思うので、何かちょっとその辺も中野区さんと一緒に考えていけたらいいなというふうに思えます。本当に減塩だけでは駄目なのでカリウムが出てきたので、たまにはしょっぱいものもそりゃ食べたいよと。ではトマトジュースをその後に飲むよなみたいなそんな感じで。どうでしょうか。

○武藤会長

ありがとうございました。

本体の3ページの2の「食育の推進について」の(2)で、今、野口委員のほうからありましたカリウムの文章が出てきます。最後のところで、「区民に対し広く意識啓発を図ってほしい」とあるので、そここのところの文章を修飾して、「区内の料飲店等をも巻き込んで」とか、「料飲店とも連携・協力を図りつつ」とかいう文章を入れれば、今のご発言と説明を表現できるのではないかと思いますので、事務局のほうで少しくスマートにまとめていただければありがたいと思います。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○保田委員

地域福祉・成年後見部会の保田と申します。

介護・高齢部会報告書の4ページの左上の(2)について、回覧板との関係で伺いたいのですが、その前のページで共生という点も強調されていたので、現在活用されている回覧板、例えば回覧板がある人で止まっていて来ないみたいなことから、何か発見することができたとかいう実例があるのかどうかということと、そういったものを見守り体制をさらに強化という中に位置づけることができるのかというご提案なのですか。

以上となります。

○石山部会長

ご提案ありがとうございます。

確かに、回覧板というものがありますので、それを活用していけるとよいというふうに思います。ぜひともこの(2)のところ、発見するための方策として回覧板というものを入れ込んでいくことを皆様にご承認いただけるようであれば、入れ込んでいければというふうに思っております。

共生の観点につきましては。

○保田委員

地域社会でという中で、回覧板というのが出てくるかなど。

○石山部会長

ありがとうございます。

ということで、ぜひ回覧板の観点を入れていただければと思います。

あと部会の中で出てきたのは、いわゆる地域の中の、例えば賃貸マンションなどの方の場合には、自治会に入られていない方もおられて、回覧板などが回ってこない方もおられるので、回覧板が全ての方に網羅的にいくわけではないのですけれども、ただ非常に重要なものであるというふうに思いますので、これを入れていただければと思います。

○武藤会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは私のほうから、資料の3-2も3-1も共通するのですが、例えば3-2のほうでいきますと、資料3-2の第2項目の「認知症施策の推進について」の下の5つの黒ポツがありますが、3つ目のところで、「認知症の普及啓発の促進」という言葉があります。おっしゃっている説明の内容は十分理解しているのですが、この文言だけを捉えると、認知症の普及、つまり例えば糖尿病に置き換えると「糖尿病の普及啓発」、糖尿病を増やしましょうよということの中野区は言っている

るのかみたいになってしまうので、正しく言えば「認知症の正しい知識の普及と社会啓発の促進」とか、これは本文のほうにもそういう同じような表現があるので、そういうふうに切り替えていただいたほうが親切かなと思いますので、ご検討いただければと思います。

よろしいでしょうか。

では次に参ります。3番目の部会ということでお願いいたします。障害部会、小澤部会長からお願いします。

○小澤部会長

障害部会です。資料4-2と資料4-1を用いて説明をさせていただきます。

まず初めに資料4-2になります。概要です。

まず、この障害部会ですけれども、5回ほど審議を積み重ねまして、ここにありますとおり中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画、そして第3期中野区障害児福祉計画の策定ということで、法定計画が前提となっているということが非常に大きなポイントかと思えます。

内容的には、まず成人期を想定した障害者施策が第1章です。第2章が障害児施策です。年齢的に言いますと18歳で法律制度が「児」と「者」を分けますので、それに基づいて第1章のほうは成人期、第2章は児童という形になっています。

第1章のほうなのですけれども、4つの柱立てで構成されています。

1番目は「権利擁護」ということで、これは障害分野に関わらないのですけれども、かなり障害の領域ですと問題・課題が顕著に発生しやすいということで、1点目「差別解消」という問題について。それから2点目が「虐待の防止」という問題。そして3点目が「成年後見制度の取組」。特に利用促進のこともあるのですけれども、非常に親亡き後とかいろいろな課題がありますので、その課題を成年後見制度という観点で検討したと。

そして2番目ですけれど、「地域生活の継続の支援」ということですが、これに関しては本文でも触れますけれど、入所施設からの地域移行という流れの中で、実際的には施設というよりも、むしろ中野区の現状を考えると地域でいかに支えるかということが非常に重要なポイントになっているということで、2番目のところはそのことを中心に検討したということです。特に「相談体制の充実・強化」というのが、非常に大きな検討事項になっているということと、先ほども介護・高齢部会にもありましたけれども、やはり人材が、障害部会も非常に確保が厳しい状況があるということの指摘もありましたので入っています。

その他、「地域共生社会」という観点で、障害も含めた地域づくりというのも検討したということです。

そして3番目が、「入所施設から地域生活への移行」ということですが、これに関しましては、施設あるいは精神科病院に関しましては、中野区の中ではあまり量的には多くないので、原則ここで言う地域生活支援拠点、在宅基盤をいかに支えるかというのが中心となったということです。

そして4番目ですが、「障害者の就労支援」ということで、これは継続的に取り組んでいる課題が幾つかありまして、工賃の向上が非常に重要な課題ということで検討したということです。

第2章のほうは「障害児施策」ということで、ここにありますとおり3つの柱で検討いたしました。もちろん発達の様々な課題を含めて、障害か否かは問わずに、かなりボーダーレスな課題が多いので、ここにありますとおり、広い意味での地域での参加を、あるいはインクルージョンの取組ということで掲げています。

2番目が「通所支援」です。障害児の通所事業ということで、これに関しましては非常に増加している状況もあるのですが、質の問題が問われているということで、それを中心に検討しました。

そして3番目が「医療的ケア児」。これは今非常に大きな社会的な課題になっていますので、医療的ケア児への支援体制ということで、障害児の3番目の柱として検討したということです。

若干、資料4-1を、今のに触れて、そこにだけ絞って触れたいと思います。

まず「権利擁護」のところなのですけれども、4ページのところをご覧ください。

(3)「成年後見制度の取組」ということで、これに関しましては、先ほど申し上げましたとおり、親の高齢化問題というのは非常に切実になっておりますので、この後見制度の重要性というのがいよいよ障害の領域は増している。そういった問題を中心に検討させていただいたということです。

そして2番目の「地域生活継続の支援」というところでは、6ページ、(2)「相談支援体制」ということで、区内の現状を認識して、その上で特に先ほど言いましたように、障害の方の高齢化あるいはご家族の高齢化問題が深刻になっておりますので、その意味での地域生活支援拠点を拡充させるという検討を行っていったというのがこの中心的なところですよ。

そしてあと、7ページなのですけれども、(4)「地域共生社会」ということで、必ずしも障害だけではないのですが、複合的な課題が多くなっている。そのための取組をどういうふうにか考えるかということも審議しました。これに関しましては非常に他の部会とも深い関わりを持つところなので、障害固有の課題を中心に意見交換をしたというのがこの中身です。

そして3番目「入所施設等からの地域生活への移行」。これに関しましては、中野区の実情から判断して、施設あるいは精神科病院に対する取組以上に、現状在宅者が非常に多いということから、10ページですけれども、(3)「障害者の地域生活支援拠点」ということで、在宅をいかに支援していくかという、地域生活支援拠点が国の制度でもあり、あるいは国の指針も非常に強く出されていますので、それに基づいて中野区固有の取組をどう進めるかということで検討させていただいたというのがこの(3)です。

そして4番目が「障害者の就労支援」ということで、このことに関しましては非常に中野区としても継続的な取組を多々行っておりまして、特に11ページですが、(3)です。就労の継続支援の事業所がございまして、それに対して工賃をいかに向上させるか。ただ、新型コロナウイルスの影響が非常に強く出て、その意味ではこの間非常に大きな影響が伴ったところですので、それに対して改めて取組を強化していくということ、ここの(3)のところでも検討したということです。

そして13ページ以降は第2章ということで、「障害児施策」ということで検討させていただきました。

ここのところでは、成人期の問題とも非常に重なりまして、情報提供とか相談支援というのがやはり大きな課題になりました。特に14ページですけれども、(2)です。「ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援」。これに関しては、このライフステージに応じて切れ目のない様々な相談支援、切れ目のない様々な発達上の支援、これをどういうふうにして考えるかというのが非常に大きな課題になったということです。

その他、16ページに通所支援に関しての検討を行っておりまして、16ページの(1)です。これに関しては先ほど概要で触れたとおりでして、量の拡大というのはかなり重視されてきたのですが、現時点では質の問題をどうするかというのが非常に大きな課題になっておりますので、そのことに関しての検討を行い、様々な取組をうまく組み合わせる必要もあるだろうということ、16ページの(1)のほうで書いております。

そして最後18ページです。医療的ケア児に関してです。これに関しては、現在、国あるいは社会的にも非常に重視されている領域ですので、(1)のところ、特に医療的ケア児のコーディネーターの配置を強化するという、これに関しての検討を中野区のほうとしても行ったということです。今後、このあたりの評価が非常に求められていることを含め検討がなされたということです。

以上が障害部会の報告になります。以上です。

○武藤会長

ありがとうございました。

それでは最後になりますが、地域福祉・成年後見部会、お願いいたします。

○和気部会長

それでは地域福祉・成年後見部会のご報告をさせていただきます。

地域福祉・成年後見部会の報告書の概要は資料2-2となります。

こちらをご覧になっていただけますと分かるように、地域福祉・成年後見部会は非常に盛りだくさん、様々な内容が含まれておりまして、私も前回のときは本当に「外国人」という文言を1つ入れていただくだけでも大変だったのが、もう大きな項目になってきたりですとか、新たな項目が非常に加わりまして、部会はいつも時間をギリギリ超えるか超えないかのような形で、本当に熱心に議論していただいたところ です。

今日は時間も限られておりますので、10分程度と言われておりますので、あまりベラベラしゃべらないように注意しつつご紹介していきたいと思 います。

まず1章については、「中野区地域福祉計画に盛り込むべき基本的な考え方」ということで、こちらは1から11までございます。それぞれについて概要を見つつ、また必要に応じてご報告書のほう、重要な点を指摘しつつ進めていきたいと思 います。

まず「地域活動への参加促進の担い手」というところ です。それぞれの部会で人材不足というところが深刻な課題になっております。それを補うためにもと いうとちょっと語弊があるのですが、やはり地域の活動は、多様な主体が参加してつくり上げていくということが重要になりますので、その意識をどのように醸成していくかということ で、例えば若年層への働きかけやきっかけづくり。それから報告書のほうにも書いてありますけれども、様々な世代ということで40代、50代。ここにいる方もいろいろな世代が、ちょっと年齢がやや高めな人が多いのですが、私どもの部会は非常に若い方もおりまして、すごく将来期待するのですが、40代、50代のまだまだ現役で一番忙しく働いている世代も、例えば寄附であるとか、あるいは休日であるとか夜であるとか、あるいはネットみたいなものを使って、いろいろな形で参加できるだろうというようなことで、そんなアプローチについても検討を進めてもらいたいという話も出ました。

それから、担い手には様々な事業者、業者もおります。もともとセブン・イレブンですとかが見守り協定などを結んでおりましたけれども、現在、区で14業者と協定を結んでいるということですが、さらにこれを広げていくということが求められています。

これらをコーディネートできる人材として、特に部会ではコミュニティ・ソーシャルワーカーという社会福祉協議会に設置される専門職なのですが、国はこれを1万人配置するというふうに主張しているのですが、中野区ではまだこれが配置されていないと言ってよろしいかと思 いますね。区を担当している方はいらっしゃるのですが、コミュニティ・ソーシャルワーカーというふうにメインでやっている区がほかにもいろいろあるのですが、中野区はまだここ、出遅れておりますので、ぜひこちらをきちんと位置づけていただきたいというお話が出ました。

続いて2番「包括的な相談支援について」ですが、こちらはほかの部会とも同様なのですが、現在様々な課題が、世帯が縮小しておりまして、複雑化、複合化、多様化している中で、包括的に課題を受け止めるということが重要です。特に引きこもり、孤独・孤立対策、これは国の重点項目にもなっておりまして、先日中野区でも9月1日にシンポジウムが開催されました。区長もご出席、毎年やっているものですが、地域包括ケアに関するシンポジウム、今年はこの孤独・孤立でしたかね、これがメインのテーマになって、様々な団体のご紹介や当事者の方も参加されるような機会がありましたけれども、引きこもりについては社会福祉協議会に相談員が1名増員されているということもござ いますけれども、まだまだこのように制度のはざまにある方々へのアプローチというのは非常に難しいということですので、横の連携、組織横断的な連携体制をさらに充実して取り組んでいかなければいけないということ。

このアウトリーチについては、中野区は全国にも先駆けてやっているのですが、これは非常に重要な取組ですが、区民活動センターの職員とすこやかな職員がチームを組んでいるのですが、まだまだ数が、マンパワー的に足りないというお話が出ました。こちらについても、行政がやるだけではなくて、例えば先ほど申し上げた社会福祉協議会ですとか、それから稲葉委員が副部会

長として加わってくださっておりますけれども、民間の居住支援団体で、一緒に寄り添ってくださるような支援をされている民間の団体もごございますので、そういうところとさらに連携をして体制を強化していただきたいという話が出ております。

それから3番「子ども・若者に対する支援」ですけれども、こちらの中野区に児童相談所も設置されまして、今まで一番連携が難しかった子ども領域、それから非常に深刻化している子ども・若者の問題、重点的に取り組んでいく必要があるというところ。

まずは(1)「安全・安心な居場所づくり」ということで、学校に代わる居場所として、区内4カ所にフリーステップルームを設置しているけれども、まだまだ北部地域においてその利便性の点からも設置を検討していただきたいということ。それから83人が学童クラブ待機児童になっているということで、こちらもしっかりと待機を解消させていく必要があるという話になっております。

それから(2)「子育て支援を担う人材の育成」。こちら行政の専門職だけではない様々な区民の参加によって人材を確保・育成していく必要があるということで、例えばファミリーサポート事業ですとか、それから学習支援なども教員OBですとか、あるいは学生ボランティアなども非常に取り組みやすいボランティア活動でもありますので、さらにこれを拡大していただきたいという話が出ています。

それから(5)として「ヤングケアラー」。こちら先日のシンポジウムでテーマになっていました。これも新しいというか、古くて新しいというか昔からあるのですけれども、近年またより着目されて国の重点課題にもなっております。こちらについても、区のほうで新たに委託している団体があるというお話がそのシンポジウムでもなされましたけれども、全区的に拡大していただくなどして、ヤングケアラーのニーズ、これは教育委員会等との連携とかもすごく必要になって、一番難しいところと言われてはいますが、子どもたちのニーズをいち早く察知して、地域で支えていくという仕組みづくりが必要かと思えます。

それから続きまして、障害者・高齢者。これについては、先ほどの部会と内容が重複しておりますが、あえてこの「地域」というところで、私どもの部会でも一応取り上げましたが、今日は今時間がないので、重要な点、1、2だけをお伝えすることにいたしますが、障害者についてはやはり地域に戻ってきた長期入院患者等が、区内の共同生活援助事業者に入居を希望しても受け入れ先が確保できないというようなこともあるようですので、この辺の生活基盤の整備をより一層進めていただきたいという話。

あと「就労支援」。これまでも部会で出ておりますけれども、地域で暮らすために、より一層地域の、区外ではなく区内にそのような事業所をつくっていただきたいということと、高齢者支援につきましても、地域包括支援センターが新たに1カ所、令和8年以降に設置される予定があるということで、さらに包括的な支援体制を強化し、また虐待防止ですとか、認知症サポーターの活用ですとか、そういうところも、先ほどの部会でも出ましたけれども、同様に進めていただきたい。それからICTを活用した見守りサービスとか、このコロナで顕在化した様々な課題もぜひ地域の中で皆さんが使えるような形で普及・拡大していただきたいという話になっております。

続きまして6番「生活困窮者への支援について」ですけれども、こちらについては差別を解消することがまずもって重要ということで、区のほうでもいろいろ活動して下さっているのですけれども、より一般の区民の方々も生活困窮、何か悪いことしたみたいなの、何かそういう目ではない、誰でもそういう事態に陥ることがあり得るということをしっかり認識して、「生活保護は権利です」というキャッチフレーズがあるので、そういったことが利用を躊躇させないような取組を進めていただきたい。職員についても同様です。区民、職員同様です。

それから「包括的な自立支援」については、「中野くらしサポート」というものがワンストップ相談口としてあるので、さらに1人1人に寄り添うような伴走型支援と呼ばれているのですけれども、待っている支援ではなく、1人1人の状況はそれぞれ違いますので、きめ細かく支援していくような方法をさらに拡大していただきたいということ。

それから続いて7番「性の多様性」。これは新しく入った項目です。LGBTQ+というところで、

皆さん、後ろのほうに解説がありますけれども、LGBTぐらいまではご存じかと思えますけれども、「Q」と「+」の意味はご存じでしたでしょうか。16ページに解説を、私も後から赤で加えさせていただきますけれども、トランスジェンダーぐらいまでは皆さん知っていると思えますけれども、「Q」は、クエスチョニングとクィアという2つの意味がありまして、自分の性がよく分からないという方々、それから全てのカテゴリーを決めたくないという人たちとか、あと「+」というのは、こうした「男女」とかそういうものではあらかし切れない性の多様性ということで、まず言葉からしてなのですけれども、特に中高年の世帯での理解が非常に遅れているということが分かっておりますので、これをしっかりと理念、実態も含めて理解を促進し、それから差別を解消していくということが必要だと思います。

その中で特に住居の確保が難しいということも言われておりますし、またパートナーシップ宣誓制度を平成30年に導入していますが、なかなか活用できる制度が少ないということもありますし、その辺をさらに拡大するということ。

それから今年の6月にニュースにもなっておりましたので、皆さんご存じと思えますけれども、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」というものが、反対意見もいろいろあった中、取りあえず設定されております。まずもって理解を増進し、多様な性のあり方というものを皆さんが理解し、認め合っていて、そこから権利が侵害されることのないような仕組みづくりを進めていただきたいということと、それから相談機能を充実。これについてはなかなか普通の方、区の役所の方に相談しにくいとかいろいろあるかと思えますので、チャット機能とかLINEですとか、あと若者への相談というものもやっていただきたいということ。結構いじめの対象になったりとかも聞いておりますので、その辺は進めていただきたいと思えます。

それから8番「多文化共生」です。こちら新しい項目としてつくられています。区内ではおよそ5.4%が外国人居住者、住民となっていますけれども、日本人の場合、外国人というと労働者というふうに捉えていて、一緒に住んでいく共生社会の一員であるという意識が低いと言われておりますので、こちら辺からまず意識改革をしていただきたいと思えます。

人材不足については、これもますます外国人が、新しい在留資格もできましたので、コロナも一段落して数多くの方が働くことを目的、以前よりも日本語が非常に低いレベルでこれから大量に日本に入ってくる予定になっておりますので、その方々とどうやって共生していくのか、今から準備しておかなければいけません。

一概に外国人といってもライフステージや世代、性別その他いろいろなことによってニーズが異なりますので、そういったことも、例えば子育て中のお母さんは仕事をしていないので、なかなか日本語の習得とかが難しいのですね。そんな話も出ていますので、相談体制の支援の充実、特にキーパーソンという人が重要になってきますので、これを区が登録して一緒に活動していただくようなことも有効ではないかという話も出ましたし、それからコミュニケーションする場合は「やさしい日本語」の活用。これは区の方は研修を受けたと聞いておりますけれども、今度やさしい日本語で話していただきたいと思えますけれども。ということで、区の職員だけではなく全ての区民がやさしい日本語できちんとコミュニケーションを図れるような体制づくり、町内の、あとは横断的な体制づくりも必要ということですね。

それから9番、駆け足になっていますが、「犯罪被害に遭った方への支援について」。こちらは再犯防止と被害に遭った方と二極に分かれるのですけれども、しかし問題は結構本質的には似ている部分があって、両者ともなかなか今まで社会の施策、サービス、支援の対象になりにくかった方々。近年法制度ができて、様々な公的な支援の対象になってきているという経緯がございます。

犯罪被害に遭った方々については、区では、専任の相談専門員1名、非常勤保健師1名配置しているということですが、なかなかきめ細かくなっていますので、そちらについても拡大していくということと、それから警察の方にもぜひ研修に加わっていただきたいというようなお話も出ま

した。

それから、二次的被害を受けないようにということで、これは区民全体、もちろん警察、それから区の方、私たち支援者ももちろんなのですけれども、それについてもしっかりと研修を受けるなどして認識を深めていく。

10番「再犯防止」。こちらもなかなか皆さんご存じなかった方もいたのですけれども、今、犯罪者の半分以上は再犯する方で、その方々が社会的に孤立しているがゆえに犯罪をするということが分かっています。こちらの方々をきちんと地域で受け止めて、また就労も確保し、そして保護司等を含めた地域のネットワークもより強固にして、犯罪した人だからということで見るのではなく、その方々が一緒に生活できるようつながりをつくっていくということが議論されています。

それから11番「住宅確保」ですね。こちらについて従来の高齢者、障害者、生活困窮者、あと、ひとり親のお母さんとかにもなかなか部屋を貸してくれないということがあります。もちろん外国人もそうですし、こちらの再犯防止のところでも居住先の確保というのは非常に困難ですので、この辺については民間のオーナーへの働きかけですとか、やはり地域でそれに取り組んでいくということが必要になります。

最後、第2章。今度は成年後見制度の利用促進の施策。こちらについては、まだまだ制度の理解が十分進んでいないということが、改めてまた分かっています。判断能力があるうちにこちらの制度について十分理解しておくことが必要ですということですね。

それから市民後見人が現在養成されているのですが、なかなか受任者がいないということもあるようで、受任の基準を見直すなど、今後ニーズが増えていくと思われまますので、今からその準備をしていただきたい。

あと法人後見についても、さらに拡大していくように、推進していただきたいということです。内容が盛りだくさん過ぎて時間をオーバーしました。以上です。

○武藤会長

まだまだ語り尽くせないという思いは十分分かりますが、それぞれの持ち時間をフェアに運営するのが会議でありますので。それから参加されている各委員からも、ぜひ確認事項とか発言とか質疑とかいうこともフェアでないといけないと思っておりますので、ありがとうございました。

2つの部会から報告がございましたが、確認したいことがありましたら、あるいは質問、追加で発言、こういう文言を入れたほうがいいのかということがありましたら、いずれの部会でも結構ですから、後半の2つの部会についてそれぞれ、せっかくご参加をいただきましたのでご発言いただければありがたいと思います。時間の関係で全員というわけにはいかないのですが、なるべく多くの方にご発言いただけるとありがたいというふうに思っております。どうぞ。

○保田委員

地域福祉・成年後見部会の保田です。

障害部会報告書の、大きな話になってしまうのですけれど、障害者の方に対する支援等への提言では、3ページの(2)で虐待防止というのが取り上げられていると思うのですけれども、障害児に着目した虐待防止等に関する取組というのが、セクションとして第2章に入っているとパラレルかなと思って発言した次第です。

恐らく指導検査とか16ページに書いてあったり、そもそも障害者のセクションで虐待防止について触れられているので、それでカバーしているということなのかもしれないので、見当違いだったら恐縮なのですけれども、ご検討いただくと幸いです。

○小澤部会長

障害部会は、実は法律制度の計画との関係が非常に深いものですから、なかなか書きづらさがありまして、今のご指摘は実は児童虐待防止という問題と関係するのですね。したがって児童

は今回第2章で取り上げているのですけれど、大きな制度枠でいうと、これは児童福祉なのですね。その障害を、どうしてもいわゆる「障害」という観点では同一的な施策が必要だからというのでこんなデザインになっていまして、多分今のご指摘事項は、広い意味では児童福祉における児童虐待、障害をお持ちのお子さんたちはその中で、確かにハイリスクグループだと思うのですね。だから、そういった観点で言えば、やはり場合によってはどこかに記載事項をつくるかどうか。この障害者虐待の中に一部児童に関する扱い、特に障害児に関する扱いというのは多分、一般区民の方には分かりにくいので、そういう制度設計が。多分記載するほうがいいのかなど今ご指摘聞きながら思いました。ありがとうございます。

○武藤会長

大事な点だったと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ菊地委員。

○菊池委員

介護・高齢部会の菊地です。

両方にまたがるところなのですけれども、まず1点目。障害部会の冊子のところ10、11ページあたりに、ちょうど障害者の就労支援の話題があったかと思います。ご説明いただいた際に、定着支援のことと工賃の向上の件、それから相談業務のご指摘がありましたけれども。私の読み落としかもしれないのですけれども、障害適性に応じた適性を見極め支援みたいところがここでは触れられずに、逆に後からご報告があった地域福祉・成年後見部会の5ページのところの「障害者の福祉について」の(2)「就労に向けた支援について」の中ほどに、「障害の特性や心身の状況に応じた働き方で雇用に結びつけやすくなることから」という文言があるので、これは両方関係するところかと思うのですが、お互いに大事な点なのかなど。ちょっとニュアンスが、もしかしたら捉え方が双方で違うのかもしれませんが、そのあたりいかがかなと。特に就労支援に当たって、私の仕事柄が影響するのかもしれませんが、作業療法士なものですから、適正で見極めて支援、伴走型の支援というところのはっきりしたご指摘が、あまり障害部会のほうではなかったのかなと思ったので。ご議論がもしあったのなら教えていただけたらと思って発言いたしました。

○小澤部会長

どうもご指摘ありがとうございます。

実は障害部会の領域では、障害特性あるいは障害適性というのを、若干、障害のある種の共通的な施策という観点で進めているので、あまりその部分の強調というのは、ある程度避けているところがあります。

ただ、実は新しい法律が昨年、障害者の法律、総合支援法が変わっておりまして、その中では、ここではまだちょっと明確な内容がはっきりしてないので記載していないのですけれど、就労選択支援でアセスメント事項というのが入り込んでいまして、これまたちょっと全貌が分かっていないので、それで多分そのところに今のご指摘の話が関係してくるだろうと。つまりアセスメントという行為の中で、普通の障害のカテゴリーだけではなくて、様々な状況ですよね、家庭状況も含め、環境含め。そこで出てくるだろうと。ただ、これは事務局とも相談しますが、まだ明確でない制度の記載をどこまで書くかというのは結構悩ましいことは悩ましいです。そのような理由があって、この障害部会のところではちょっと曖昧な表現になってございます。

ご指摘ありがとうございます。そういうことだと思います。

○武藤会長

菊池委員、重要なお指摘ありがとうございます。

障害者の就労支援という点では共通課題なので、審議会全体としての答申(案)をまとめると

きに、表現とか内容に整合性がないといけないので、そのあたりは事務局のほうで十分に注意をして調整していきたいと思います。ありがとうございました。

今、挙手ありがとうございました。どうぞ藤原委員。

○藤原委員

スポーツ・健康づくりの藤原と申します。

障害の資料4-1の6ページの(2)①のところに、下から2行目、「3障害への対応」といきなり出てくるのですが、この3障害というのは、主要なとか例の多い3つの障害、発達障害、行動障害、脳機能障害ですか、この3つのことを指しているということでもいいのですか。

○小澤部会長

これもちょっと事務局と相談いたします。通常、障害福祉の行政的な観点でいうと、この3障害は実は法律の問題を意識します。つまり、身体障害者福祉法と知的障害者福祉法と精神保健福祉法の3つを意識するので、それに付随して言うと、身体障害と知的障害と精神障害というのが一定程度、法律行政職の人は常識化しているのですが、今のご指摘を聞いて、これはちゃんとはっきり書かないと誤解を招くというのがよく分かりましたので、これは事務局と相談し、本当は今、法律上はまだあるのですよ、発達障害者支援法もできたし、その他いろいろと対象拡大していますので、そういった話をきっちり書くべきではないかなというふうに思いました。

○藤原委員

障害に関わる人がパッと3障害と言われて、その3つだというのが分かればいいのですが、特に障害とは全く関係ないような人が3障害と言われても、まるでちんぷんかんぷんになると思います。

○小澤部会長

そうですね。区民相手に書かなければいけないので、ご指摘のとおりだと思います。

○藤原委員

よろしくお願いします。

○武藤会長

藤原委員ありがとうございました。

重要な、表現で中身が誤解されそうなのはまずいという。共通的な言葉遣いが必要だと思いますので。読んだ方が理解に障害を来さないようにうまく調整をしてください。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○中村委員

障害部会の中村と申します。

地域福祉・成年後見部会の報告の中で、外国人の人材確保、活用という部分が出ていましたけれども、実は障害部会の中では、具体的に外国籍の方をしっかり活用していこうよということを書いています。高齢者の中でも、国籍にこだわらないというような書き方がありましたので、具体的にやはり就労場所、働く場所として活用していくということをそれぞれの部会の中で触れていただくと、もっと広がるのではないかなというふうに思いました。

それからもう1点は、同じく地域福祉・成年後見部会の報告の中であるのですが、どこに書いたらいいかちょっと私も悩んでいて、東京都で2019年にソーシャルファーム条例ができたのは皆さんご存じだと思うのです。障害部会ではその翌年の2020年に、いわゆる就労支援の分

野のところではソーシャルファームを活用していくということを実は一旦書いているのですが、障害部会だけの課題ではないということがあって今回は入れていないのです。今回、就労の部分で、12ページの再犯防止の「安定的な就労先の確保」のところに書いてあるのですが、この辺にソーシャルファームの事について、どの部門でも書かれていないのです。この事業を推進していくということを、どこかの部署で書かれたらどうなのかなというふうに思って発言しています。

これは障害分野だけに関わらないものですから、どの分野に書くのが一番いいのかというのはちょっと悩むところなのですが、少し触れた方がいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。

まず外国人の就労について、恐らく介護部会等のほうで書かれるのかなと思って、こちらの「地域」のほうでは、むしろ労働者としてのみ外国人を捉えるのではなく、生活者として地域共生社会の中で外国人といかに一緒に暮らしていくか、また様々な社会参画というのを図っていくかとか、相談支援体制等について、こちらの部会では主に議論したのですが、もちろん今の介護人材等を含めたところが重要であるというのは一丁目一番地的な部分でもございますので、もしこちらの部会でも少し書き加えたほうがいいのかということであれば少し文章を足すということと、あとやはり領域に共通していることですので、どういうふうに書いたらいいのか、事務局とも検討していくということになろうかと思えます。

あとソーシャルファームについては、これも障害を持った方ということになると障害部会のほうがいいのかもかもしれませんが、もちろん地域の、こちらの部会でも様々な就労困難な方々、生活困窮の方もそうですし、今の再犯防止のところ、やはりなかなか働きたくても就職先を見つけれないという方々が社会から排除されているというところで、ソーシャルファームなども社会・地域における公共的な働く場所といいますかね、公共的な就労先としても重要ですので、もちろん加えるということではできるかと思いますが、この辺は全体のバランスを考えて、どこで書くのがいいのかということもちょっと検討させていただければと思います。

○中村委員

最初の人材活用の部分なのですが、地域福祉・成年後見部会で書くということではなくて、言い方がちょっとまずかったのですが、障害部会のほうでは、いわゆる外国人の活用をしていこうと具体的に書いているところがあるのです。ほかの部会の中でも外国人の、要するに人材不足・人材活用というのは、全部会にとっての共通課題だというふうに認識しましたので、少し外国人の方を活用するという点について触れていただければという思いで発言した内容です。

○武藤会長

中村委員のご指摘のとおりだと思います。審議会全体における共通の喫緊の課題であるという観点から、人材の活用、外国人の活用も含めて、それから先ほど来申し上げている区内の大学生、高校生、専門学校生の若者たちへの連携・協力のトータルとして、人材の確保・育成を、中野区として十分に働きかけるというようなことで、総括的な文言を入れ込むような、共通の部分もつくってもよいかというふうには思っていますので、そこは少し調整をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○石山部会長

介護・高齢部会の石山でございます。地域福祉・成年後見部会の報告書の4ページのヤングケアラーの取組に関する意見でございます。

ヤングケアラーに関して、私は埼玉県のケアラー支援条例の有識者会議、それから去年まで厚生労働省で所管されておりましたヤングケアラーの委員会の委員をさせていただいておりました。

確かにここに書かれていることはそのとおりではあるのですが、実はヤングケアラーの実態調査の中では、子ども側が大人に相談しても無駄と言いますか、解決できないから相談しないという諦めのようなデータもございました。ですので、ここで申し上げたいことは、上から4行目、「ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であり表面化しにくい」と書いてありますけれども、ヤングケアラー自身に問題があるのではなく、ヤングケアラーを取り巻く周りが問題であって、そのことが伝わるような書きぶりが必要かというふうに思います。

実際のヤングケアラーの支援というところに取り組んでいる埼玉県などで非常に留意していることは、ヤングケアラーの早期発見、早期把握というものも重要なのですが、子ども自身が自ら相談してもいいとか相談できるんだという気持ちになっていってもらおうということも併せて必要です。大人側が発見に努めて、何とか支援しないとということがここでは強調されている感があるのですが、子ども自身がやはり大人に対して信頼をして、身近に相談していけるというような環境づくりのための普及啓発というものも必要です。ですから両方から書いていかれるとよろしいかなというふうに思います。大事なことは、ヤングケアラーが問題なのではないというような、ラベルを貼らないような書き方であるというふうに思います。以上です。

○武藤会長

これも重要な表現上のご指摘だと思いますので、今のご発言に即して、この(5)の内容については、少し整理をしたほうがよさそうですね。やや誤解を招くかもしれないリスクがあるように思いました。ご指摘ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○宮澤委員

地域福祉・成年後見部会の宮澤と申します。お疲れさまです。

地域福祉・成年後見部会の報告書の中の「再犯防止の推進について」、12ページ。これは部会のときにも私は発言させていただいたのですが、この再犯防止の推進ということで、その当時平成29年ですか。中野区の区の方に福祉団体連合会のほうに来ていただいているいろいろ説明をさせていただいたのですが、やはり知的障害の方とか精神障害の方がある一定数いるということで、そういう方たちが同じような犯罪を繰り返してしまうとか、そういったことが一定数あるということで、そういう方たちの内容も少し入れていただいたらいいかなと。「適切な支援に結びつけるような」とか、そういった言葉を入れていただけたらありがたいです。

○和気部会長

ありがとうございます。

委員ご指摘のように、再犯に関してはもちろん、様々な形での知的な障害の方であったりとか、あるいは発達障害の方であったりとか、あるいは認知症高齢者も非常に多く、ケアと一体となった支援というのが多分求められるということ。それを犯罪として裁くとか、そういうやり方ではないアプローチが多分必要だというようなニュアンスのことを書き込むということでもよろしいですか。

○宮澤委員

そうです。これだと本当に普通の人の方が罪を犯してしまったりとか、ではなくて、やはりその辺がすごく判断が難しいとか、支援の仕方が難しいとか、そういったことも入れつつ再犯を防止できるような形に持っていくというような内容を少し入れ込んだらいいかなというふうに思いました。よろしく

お願いします。

○和気部会長

ありがとうございます。

変なふうに、差別的なニュアンスが出たりしたら困るなどという危惧もちょっとあったのですけれども、「ケアの一環として」というような形で、上手に書いていくように調整したいと思います。ありがとうございます。

○武藤会長

ご指摘ありがとうございました。

それでは後半戦のディスカッションは、これでひと区切りさせていただきます。

全体で4つの部会がありますので、それからご発言はなるべく1人が重ならないで、いろいろな方にご発言をいただくほうが全般的にフェアであるというふうに思っておりますので、時間も限られております、ご協力いただければありがたいと思います。

4つの部会のスポーツ・健康づくり部会、介護・高齢部会、障害部会、地域福祉・成年後見部会、それぞれどこでも結構ですが、まだ発言されていない委員でちょっと遠慮していたという方もいらっしゃるかもしれないので。まだ発言したい、重なっている方もいらっしゃるかもしれませんが、ほかの方にも機会を与えるということで鷹揚に構えていただければありがたいと思っております。

まずご発言の方、いかがでしょうか。4つの部会どれでも結構です。前半でも後半でも結構です。

では中村委員、3回目の発言どうぞ。

○中村委員

しゃべり過ぎて申し訳ないのですけれども、地域福祉・成年後見部会の報告の書き方のところなのですけれども、8ページの6の(2)「自らSOSを発することができない区民に対する支援体制について」。最後のくくりのところ、「仕組みを構築してほしい」という書き方になっているのですが、概要のほうでは、アウトリーチ型支援の強化というふうを書いてあって、実際は、これはすこやか福祉センターとか区民活動センターで、アウトリーチチームはもう活動をしているのですね。仕組み自体はあるものですから、「仕組みを充実する」とか「内容を充実する」とか「既に取り組んでいるものをもう少し充実する」というような書き方のほうがよろしいのではないかというふうに思いました。

○武藤会長

既にもう行動されているということですね。これは微妙なのかもしれませんが、いかがですか。

○和気部会長

アウトリーチチームだけでは不十分だという議論も結構出たのです。それで、先ほど申し上げたように、民間の団体ですとか、例えば引きこもりの相談員なども設置されたりとか、もちろんゼロではなく仕組みは徐々につくられてはいるので、構築してほしいというのは「充実」と書いたほうがいいのかもしれません。全くゼロではなく、それがきちんと機能するようにしてほしいということで、アウトリーチチームだけではないということはかなり議論されましたので、そこだけはちょっとご理解いただければと思います。

○武藤会長

既に動いているのでより一層希望するというようなことを含めてという表現のようですが、ご了解ください。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、各委員から何か皆さんに情報提供、情報共有をしたい案件がありましたらご発言ください。

よろしいでしょうか。

それでは事務局から案内を。

○中谷福祉推進課長

今後のスケジュールについておさらいといえますか確認をさせていただきたいと思います。

お配りしている資料の中の参考資料、A4の縦の1枚をお出しいただければと思います。

今日の全体会で各部会から報告をしていただいたところなのですが、明記していないのですが、この後、10月23日に答申をまとめて、会長から区長に答申を執行していただく予定となっています。その後11月に入りますと、各部会を開きまして、これまでご審議いただいていた各種個別計画の素案ができておりますので、それについて皆さんにご審議いただき、ご意見をいただく予定になっています。11月6日がスポーツ・健康づくり部会、11月10日が地域福祉・成年後見部会、11月14日が障害部会、11月17日が介護・高齢部会の予定となっています。その後1月10日に介護・高齢部会をもう1回、介護保険料の見込みについてご審議いただくということで開催を予定していますので、よろしくお願いいたします。

若干前後しますが、一応各計画の今後の策定スケジュールなのですが、まず10月の下旬ごろに区のほうで答申の結果を受けて、各計画の素案を確定して公表していきます。11月中に皆さんにまた部会でご審議いただいている頃に、11月中旬から12月中旬にかけて各意見交換会や説明会などを実施してまいります。その後1月下旬には各計画(案)を確定いたしまして、2月中にパブリック・コメント手続を経て、3月の策定を目指して進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それからこの間、諮問、それから、これは部会報告の作成に当たって各個別計画について盛り込むべき内容をご審議いただいていたところなのですが、これらの計画の改定のスケジュールが同時期になりますので、区のほうで最終的にまとめる段階では、中野区の健康福祉総合推進計画として、一体的な計画の策定を予定してございます。

またこの間、令和5年6月に認知症基本法が成立いたしておりまして、認知症施策推進基本計画なるものの策定が自治体の努力義務とされます。施行時期は来年4月なので若干先で、実際この計画策定の際の努力義務はないのですが、先取りをする形で、この時期に策定するならば盛り込んでいけると考えています。今回策定する予定の健康福祉総合推進計画の中の個別計画の1つとして位置づけていきたいと考えています。

ただ、これまで地域福祉・成年後見部会と介護・高齢部会の中でご審議いただいているところの施策について盛り込んでいく予定ですので、内容としてはもうこれまでも十分ご審議いただいた内容が活かされるかと思っています。計画のつくりといいますか、編成、編纂上、そのような立てつけでありますので、あらかじめよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○武藤会長

ありがとうございました。

11月からは各部会の会議がまた予定されておりますのでご協力をお願いいたします。

9月26日は伊勢湾台風が襲来した日で、今日は台風の日とか台風襲来が最も多い日という、毎日が記念日ではありますが、外は雨も風もないようですので静かに帰っていただければ。

――了――